

京都市告示第126号

指定：京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき告示します。

廃止：京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づく水路等を次のように廃止し、同条例第3条第1項の規定に基づき告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和8年5月11日

京都市長 松井孝治

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	花脊水0155号	左京区花脊別所町647番地の1地先 同上	
2	広河原水0041号	左京区広河原尾花町318番先 同町302番地先	
3	桃山町水0037号	伏見区桃山町中島町41番地の1地先 同区桃山町町並58番地の5地先	
4	久我水0251号	伏見区久我西出町9番地の10地先 同町9番地の2地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
5	桃山町水0014号	伏見区桃山町伊庭51地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)